平成２３年（フ）第２５８６号
大阪市阿倍野区長池町４―４　パステル東幸302号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区相生通２丁目11番７号　シャーメゾン相生通503号
破産者　内藤小百合
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２２０号
堺市西区鳳北町６丁343ー４　パナハイツロイヤル101号、開始決定時の住所堺市西区鳳南町５丁643番地８
破産者　飯野ケイ子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９４１号
堺市南区原山台３丁１番21―402号、前住所堺市南区赤坂台３丁９番４―301号
破産者　楠本　敏子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０３５号
大阪府河内長野市岩瀬568番地
破産者　鵜飼　成智
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
神戸市兵庫区湊川町７丁目５番２―103号
破産者　飯尾　春美
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１４号
兵庫県川西市日高町７番７―201号
破産者　吉川　幸子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１３６号
兵庫県宝塚市旭町１丁目11番２―402号、前住所兵庫県宝塚市清荒神４丁目８番９号
破産者　福原　一晃
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１６２号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目106番地の２東園ハイツ101号
破産者　藤坂　　毅
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６０号
兵庫県尼崎市西本町１丁目15番地　伊藤マンション402号、前住所和歌山県橋本市賢堂1012番地
破産者　的場　留美（旧姓川野）
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１号
和歌山県御坊市湯川町小松原596番地15、本店の住所和歌山県御坊市湯川町小松原525―５　グレースハイツ102号
破産者　中国推拿・気功サロンＨｅａｒｔこと　藤田　幸徳
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１４号
和歌山県御坊市野口366番地８
破産者　前田與喜子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第７号
山口県長門市油谷新別名724番地２、前住所山口県長門市油谷新別名538番地６
破産者　小西　　哲
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第１３６３号
北九州市小倉北区篠崎２丁目35番１号
破産者　森　　光彦
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４０９号
佐賀市北川副町大字光法1185番地10
破産者　徳丸工業こと　徳丸　幸夫
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
佐賀県鳥栖市萱方町57番地１　コルトレーン202
破産者　鶴田　正和
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９９３号
熊本市帯山１丁目33番17号
破産者　濵田　　慎
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９９４号
熊本市帯山１丁目33番17号
破産者　濵田智賀子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１２４２号
仙台市宮城野区大梶12番23―807号
破産者　鈴木　公夫
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
茨城県取手市戸頭２丁目27番23―203号
破産者　川尻　康文
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係